

「日置市障がい者計画（案）および日置市障がい福祉計画（案）」に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

- 1 意見の募集期間 平成24年1月20日（金） ～ 平成24年2月18日（土）
- 2 意見の提出者数 1人
- 3 意見の件数 11件
- 4 意見の処理状況

項目 処理区分	日置市障がい者計画			日置市障がい福祉計画			7 その他	計
	1 第1章 計画策定にあたって	2 第2章 障がい者を取り巻く現状	3 第3章 障がい者計画	4 第1節 平成26年度までの数値目標の設定	5 第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業	6 第3節 障がい児支援のための計画的な整備		
A 意見の趣旨等を計画案に盛り込むもの								0
B 意見の趣旨等を計画案に盛り込み済みのもの								0
C 意見の趣旨等を今後の参考にするもの								0
D 意見の趣旨等を計画案に盛り込まないもの								0
E その他（要望・意見等）			5	6				11
計	0	0	5	6	0	0	0	11

項目
1 日置市障がい者計画 第1章 計画策定にあたって
2 日置市障がい者計画 第2章 障がい者を取り巻く現状
3 日置市障がい者計画 第3章 障がい者計画
4 日置市障がい福祉計画 第1節 平成26年度までの数値目標の設定
5 日置市障がい福祉計画 第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業
6 日置市障がい福祉計画 第3節 平成28年度までの数値目標の設定
7 その他

処理区分
A 意見の趣旨等を計画案に盛り込むもの
B 意見の趣旨等を計画案に盛り込み済みのもの
C 意見の趣旨等を今後の参考とするもの
D 意見の趣旨等を計画案に盛り込まないもの
E その他（要望・意見等）

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
1	3	32～34、45	<p>身体障害者や高齢者用住宅について、現在の住宅は確かに家の中はバリアフリーだと聞いているが、実際そこに住むことを考えると坂の上であり、上り下りが大変である。また、買い物なども不便で、バスなどは通っているようであるが、低床のスロープ付きバスではないため、車椅子使用者は福祉タクシーでの移送サービスを使うか、自力で運転できる人、またはよほど理解ある家族が同居している人しかバリアフリー住宅には住めないという事になる。これは非常にもったいないと思う。次回の建設時には住宅内のバリアフリーはもちろん、その周囲の環境にまで配慮し、どんなに重度の障害者でも暮らしやすい場所に住宅を建設していただきたい。住宅のニーズは地域移行を推進するのであれば必須となると思うので、そのための予算を組んでほしい。</p>	E	<p>居住地を決める際の生活環境の整備状況は大変重要なものであります。今後、事業を実施していく上で検討させていただきます。</p>
2	3	32～34、45	<p>コミュニティーバスあるいは路線バスにスロープ付きバスを導入してほしい。</p> <p>バリアフリーに関する法整備がなされる中、比較的新しくできたコミュニティーバスが一台もスロープ付きでないというのは非常に問題なのではないか。またスロープ付きバスを導入するということは障害者の交通の便宜を図るだけでなく、高齢者の交通の便宜を図ることに直結する。さらに、乗車率が減ってきておりスロープ設置の前にバス自体を廃止するという動きもあるようですが、バスに乗れないあるいは乗るまでが遠い、さらに降車時から目的地が遠いというため乗ることを諦めているケースがあることも考慮し、乗らないからいらないだろうという短絡的な理由で便宜を図ることを怠らないような計画にしてほしい。</p>	E	<p>ご意見につきましては、今後、事業を実施していく上で検討させていただきます。</p>
3	3	32～33	<p>福祉タクシーの情報をきちんと公開してほしい。</p> <p>福祉タクシーは一般のタクシーが利用できない、あるいは利用しにくい、または自家用車の使えない人にとって有益な足である。しかし、今の現状ではどの団体が福祉タクシーを行っているか分からず、詳しい使用についても全く情報が入ってこない現状にある。市役所に問い合わせれば最低でも事業者などの情報は得られるようにし、インターネットなどの普及しているので、市のホームページにリンクを貼るなどして啓発してほしい。</p>	E	<p>福祉タクシーに限らず、その他の福祉サービスも含め情報を収集し、ホームページ等において情報提供に努めて参ります。</p>

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
4	3	34～35	<p>情報公開は様々な媒体で行ってほしい。特に本人に必要な書類や意見募集に関しては読むだけでなく発信する時のアクセスにも配慮してほしい。</p> <p>現在日置市の広報などに関しては、音声訳・点字訳などで対応しているが、その他の情報に関してもその必要がある場合には、本人の選択する方法で情報を提供、あるいは健常者同様に読み書きすることができるよう心掛けてほしい。特にインターネット上に何かを出す時は、PDFなら必ずテキスト抽出できるデータを掲載しワードやエクセルなどを使った場合は特にテキスト形式のものを掲載してほしい。その場合必ずダウンロードする前に、リンクのところでワード、PDF、テキストなどのファイルかが分かるようにしてほしい。</p> <p>また、アンケートなど何か文章を提出する場合も本人の特性に配慮し視覚障害者など明らかに読み書きが不自由な場合は広報を読んでいるのなら広報と同じ媒体で質問用紙を送り、回答も同じまたはその他本人の選択した方法で回答できるよう心掛けてほしい。</p> <p>さらに中身までとは言わないが、せめて封筒の外には「日置市役所」と点字で書いていると非常にありがたい。広報を点字で読んでいる人には有効であり、処理が早くなると思う。</p> <p>以上のように情報保障を備えて、人材育成や活用などに役立ててほしい。またそのための予算を組んでほしい。</p>	E	<p>点字・声の広報等発行事業等のさらなる充実を図り、今後ボランティア育成や活用等、情報のバリアフリー体制に努めて参ります。</p>
5	3	38～39	<p>リハビリなどの強化は重要な側面だと思うが、現在の状態を悪化させないため、あるいはより重度な状態にならないために本人にとって必要であれば補装具や日常生活用具など機能を補完するという目的で貸与あるいは給付など必要な支援を受けれる体制にしてほしい。</p>	E	<p>ご意見のとおり各種用具は、身体機能を補完する重要なものでございます。</p> <p>今後、日常生活用具給付事業では、現在の用具以外の種目についても検討し、必要があれば新たに給付用具として見直しを図ります。</p>
6	4	1	<p>地域移行に関しては多様な選択肢を用意し、多様な場で暮らせるように計画してほしい。その際、どこの市で行っているかは失念したが、試しにやってみるといった「お試し利用」という形態も認めてほしい。その上で何が良いかを本人が決められるようにし、本人の意向を最大限尊重した形で複数人が判断できるような支援体制でその障害者の意向をサポートする体制を整えてほしい。</p>	E	<p>今回の障害者自立支援法の一部改正によりまして、相談支援事業者からの依頼等による障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合、報酬での算定が評価されることとなりました。</p> <p>今後は、こういった報酬整備からもサービスの体験利用ができるとともに、サービス等利用計画の作成過程においては、本人の主体性と自己決定を尊重しながら、中立・公正な視点での支援体制を目指して参ります。</p>

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
7	3	30～31	<p>就労移行に関しては、地域にいても施設にいてもきちんと訓練、実習などがどんな障害を有していても必要に応じることができる体制にしてほしい。</p> <p>また、その場合、その人に必要であれば職場介助者制度を導入し就労することも認め、その費用を負担することも計画に盛り込んでほしい。</p>	E	<p>就労移行については、ご意見のありました内容の他様々な支援体制の確立が必要であります。</p> <p>障がい者計画にもありますとおり、日置市地域自立支援協議会の就労支援ネットワーク構築会議において、今後支援内容等を検討して参ります。</p>
8	4	4～14	<p>どんなに重度の障害者でも地域で普通のアパートや賃貸住宅で生活するという選択肢を考慮に入れ、そのための障害福祉サービスの時間数を出すことを計画に入れてほしい。</p> <p>現在のところ一人が約17時間程度使用することになっているようですが、今後人数的にも時間数的にも増大する可能性が0ではない。そのことを考慮に入れ予算の設定をし、計画を立ててほしい。そして実際に自立した場合にはきちんと必要な時間数を出せる体制にしてほしい。そういう体制にならない限り本当の意味での地域移行にはならないし、重度の障害者にとって地域移行は縁遠いものになる。</p>	E	<p>本市の障害福祉サービスの提供時間は、障がい者等の障がいの特性のみならず、介護者の健康状態、生活環境など様々なことを勘案し、サービスの時間数を決定しているところであります。</p> <p>サービス等利用計画の作成は、本人のニーズが達成できるよう、これまで利用しているサービス時間が不足していないか、他のサービスが必要でないかを点検させていただくものであると考えております。</p> <p>サービス時間の量の決定においては、本人ニーズを踏まえたサービス等利用計画をもとに決定できるような体制づくりに努めて参ります。</p>
9	4	12～14	<p>相談支援事業に関しては、ケアマネイジメントやケアプラン作成などは、正当な理由がない限り行わず、あくまでも相談や情報提供、もしくは本人の要請があった時にのみ連絡調整を担う形にしてほしい。</p>	E	<p>今回の障害者自立支援法の一部改正では、継続サービス利用計画支援ということで、障害福祉サービスの利用者は、一定期間毎にモニタリング（支援内容の再点検）が必要となります。</p> <p>そのため、こうした場合については、連絡調整をさせていただくこととなります。</p>
10	5	14～15	<p>相談支援事業所を通さなくても様々な福祉制度を自己決定で受けられたり、情報を得られるよう市役所やNPO団体などでも情報が得られるようにしてほしい。</p>	E	<p>ご意見につきましては、今後、障害福祉サービス事業者等を一堂に会する連絡会において、検討させていただきます。</p>
11	5	14～15	<p>相談支援事業所の敷居を低くし、事業所自体も多様な場に設置するように努め、そのための予算を組んでほしい。</p> <p>多くの関係者を巻き込んで一人の障害者を支援することは多面的な側面からいくと重要なことなのかもしれないが、逆に言うと一人の障害者の暮らしを多くの人に公開し、その人の生活を多くの人に判定してもらうという障害者にとっては居心地が悪く、かなり不信感を抱かざるをえない状況になることが予想される。できるだけ速やかに少ない人数で柔軟に支援する体制にしてほしい。</p>	E	<p>相談支援事業所の支援は、障がい者等との信頼関係がいかに築けるかが、重要なポイントとなってきます。そのため、なるべく足を運んで本人の生活環境等の変化がいち早く察知できるアウトリーチ（訪問支援）を主体とする相談支援を目指して参りたいと考えております。</p> <p>また、「障がい者の暮らしの公開」という意見につきましては、個人情報保護の観点から障害程度区分認定審査会同様、個人を特定する内容については削除して使用させていただきたいと考えております。</p>